

ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会会則

制定 令和6年4月18日 実行委員会決定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会の事務所は、東京都品川区広町二丁目1番36号、品川区役所内に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、ウェルビーイング・SDGs推進事業の実施に必要な基本的業務およびそれら一切の事業を円滑に実施することを目的とする。

(所掌事項)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 前条に規定する目的に合致した事業者等が行う新たな技術やサービスを用いた事業等への補助
- (2) 事業者等との連絡調整
- (3) 会議の運営等
- (4) 資料の収集および作成
- (5) その他上記に属さない事業で特に必要と認めるもの

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、会長、副会長、会計および委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。

- (1) しながわSDGs共創推進プラットフォーム運営協議会の委員
- (2) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第6条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

(役員の選任)

第7条 会長は、しながわSDGs共創推進プラットフォーム運営協議会の委員長をもって充てる。

2 副会長および会計は、第13条に規定する総会の同意を得て、委員のうちから会長が指名する。ただし、これらを兼任することを妨げない。

(役員の職務)

第8条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は実行委員会の会計事務を掌る。

(任期等)

第9条 委員の任期は1年で、当該年度のものに関する総会の実施時までとし、再任を妨げない。

2 会長は、委員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前項の規定により委員の変更があったときは、次の総会において報告する。

(監事)

第10条 実行委員会の外部委員として監事を置く。

2 監事は会計および事業執行状況を監査する。

3 監事の任期は任用後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する総会の実施時までとし、再任を妨げない。

4 監事の定数は2名とし、区議会議員と公認会計士等から各1名ずつとする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、別表のとおりとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第12条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(総会)

第13条 総会は、実行委員会の会長、副会長および委員（以下「総会委員等」という。）をもって構成する。

2 総会は、毎会計年度末日の翌日から3か月以内に招集するほか、必要に応じて会

長が招集する。

- 3 総会の議長は、会長または委員のうち会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 補助対象事業の募集・審査・決定等、事業の実施に関すること。
なお、実施にあたっては、事業の趣旨を勘案し、実行委員会が別に定める。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 役員の選任に関すること。
 - (4) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (5) 予算および決算に関すること。
 - (6) その他事業の実施に係る重要な事項
- 5 総会は、総会委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。
ただし、総会に出席できない総会委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席した総会委員等（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要と認めるときは、事前に送付した議案について書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要と認めるときは、総会に総会委員等以外の関係者を出席させ、意見または説明を求めることができる。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会を招集する暇がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定による専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

（事務局）

- 第15条 実行委員会の事務を円滑に処理するため、ウェルビーイング・SDGs推進事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を品川区企画経営部企画課に置く。
- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

- 第16条 実行委員会の経費は、補助金、寄付金、企業・団体等からの協賛金、その

他事業に伴う収入をもって充てる。

(予算および決算)

第17条 実行委員会の収支予算については総会の議決により定め、収支決算については総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計規程)

第19条 会長は、実行委員会の会計を別に定める会計規程により処理する。

第6章 その他

(解散)

第20条 実行委員会は、総会の議決により解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 前条の規定により実行委員会が解散したときは、その残余財産は総会の議決を経て処理する。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表

対象	金額（1回あたり）
会長	23,000 円
副会長・委員	20,000 円
監事	20,000 円

付 則

この会則は、令和6年4月18日から施行する。